

公募に関する質問と回答(テレビ番組等によるワンヘルスフェスタ2024情報発信・ワンヘルス啓発業務)

整理番号	質問票提出日	質問項目	質問内容	回答
1	4/12	放送枠に関して 仕様書P2(5-1-ii)	放送時間帯は「タイムランクB以上を原則」とのことですがタイムランクCでも例えば視聴率が好調等の根拠を示せばご提案として問題ございませんか。また「原則」の範囲に関してその他条件や具体例などございますか。	当方で一定の視聴率が見込めることの基準として、「タイムランクB以上の時間帯」を「原則」としたところで、具体的な条件はありません。このため、ご質問の中で例示いただいているとおり、必ずしもタイムランクBの条件を満たしていなくとも、何らかの事情によって視聴率が好調である等、幅広い年齢層かつ多数の方が視聴することを見込める客観的な根拠・データ等をお示しいただければ、問題はございません。
2	4/12	ターゲット 仕様書P2(5-1-ii)	幅広い年齢層へのワンヘルス訴求が目的と仕様書にあります。特に注力したい年齢層などコアターゲットは想定されていますか。	ワンヘルスの認知度向上のための広報については、より多くの方の目に触れるように情報発信をしていただきたいので、あえて具体的な想定はしていません。ただし、ワンヘルスフェスタは特にファミリー層に楽しんでいただきたいイベントであることを踏まえた放送内容や放送時間帯等で広報いただけますと幸いです。
3	4/12	二次利用に関して 仕様書P3(7)	委託期間は、令和6年11月20日(水)までとのことですが映像の二次利用期間もこちらに準じますか。タレント起用等の参考として映像の利用期間などが決まっておりますら、ご教示願います。	映像の二次使用の期間は委託期間に準じておらず、また、期限を設けることは想定していません。仕様書記載のケースにおける使用について、基本的には二次使用が認められる内容となるようをお願いいたします。 なお、番組の構成や権利上の問題等、やむを得ない事情で二次使用ができない映像がある場合は、協議の上でその内容に限り、二次使用をしない対応とすることは可能です。ただし、その場合は、放送する内容の全てがそのような制限を受けるものにならないようにしてください。 例: 本件に関し、イベントの告知のほか、ワンヘルスの認知度向上のための番組や、既存番組内での1コーナーとしての映像を5本分制作・放送したとき、「5本全てが二次使用が認められない内容である」といった取扱にならないようにしてください。
4	4/12	出演者に関して 仕様書P1(5-1-i)	県知事にご出演いただくことは可能でしょうか。	知事のスケジュールや企画内容によりませんが、調整を行うことは可能です。なお、調整の結果、知事の出演が不可能となる可能性はありますので、その点につきましてはご了承ください。
5	4/12	放送内容に関して 仕様書P1(5-1-i)	番組取材をする事業者や個人について県からの指定や推薦はございますか。	現時点では、特に県が取材対象について推薦や指定をする予定はありません。ただし、まず提案内容を示していただいた上で、取材対象についてご相談があれば、事業者や個人について、適切な方を県から紹介できる可能性があります。
6	4/12	放送内容に関して 仕様書P1(5-1-i)	イベント訴求に繋がる番組演出として実際にイベントの開催にかかわるスタッフの方や出展者への取材は可能でしょうか。	現時点では、イベントスタッフとなる企画・運営委託先事業者は選定中であり、出展者も確定はしていませんが、スタッフや出展者への取材について県から不可とすることはありませんので、ご本人の希望によることはございます。このため確実に取材が可能となるかは明言できませんが、まず県から連絡し、相手方に取材の可否について伺うことは可能です。